

0920

第九第 閣 決裁指定

房官臣大		課局務主		證認濟裁決		大臣		件番受		連名		
了結	領受	出提	領受	號番							課連名	
大正	大正	大正	大正	第							課連名	
年	年	年	年	九							課連名	
月	月	月	月	四							課連名	
日	日	日	日	第							課連名	
覽	後回	決行	帶	連	局長		次官		西		大	
長	局	局	長	局	主務		五		密		臣	
					局長		副官		受		の	
					課長		高級		第		長	
					主務		官		五		の	
					課員		主務		四		長	
					主務		官房		第		の	
					課員		副官		五		長	
					主務		主計		第		の	
					課員		審		四		長	
					主務		案		第		の	
					課員		筆		五		長	
					主務		者		第		の	
					課員		記		四		長	
					主務		案		第		の	
					課員		審		五		長	

承久 閣

西密受第五四四號 廳名 軍 軍 課

決裁案

勅諭、通薩哈連河漲遣軍、官、指示、
後

八月二日

右決行後

次官、參謀次長、浦潮漲遣軍、參謀長

、通譯案

西密

勅諭、通薩哈連河漲遣軍、官、指示、
多、多、多

多、多、多、多

西密第二九八

號八月二日



極秘

大正九年七月三十日陸軍省

大臣ヨリ行政官ニ左ノ通知ヲセラル

陸軍省長官印

西密第二九八號

大臣ヨリ薩哈連州派遣軍司令官へ指示

作命第五十四號訓令ニ基キ所管事項ニ關シ

左ニ指示ス

一 我占領地域ニ對シテハ露國他地方政權ノ勢力ヲ蒙ラサラシメ以テ占領地域ノ治安ヲ維持シ且我隣接領土ノ安全ヲ確保スルヲ要ス

ニ 施政ハ概テ露國從來ノ法規慣習ヲ採用シ勉メテ其ノ手續ヲ簡易ナラシムヘシ而シテ政務ノ圓滑ニ便ナラシムル為通宜露人ヲ

使用シテ事務ニ當ラシムルヲ可トス
 三 邦人ノ經濟的發展ニ直接關係アル事項
 對シテハ其ノ價值ヲ查覈シテ之ヲ施設ヲ適
 切ナラシムヘシ

四 我軍隊ト露人及諸外國人トノ接觸ヲ良好ニシ
 之ニ對スル措置ヲ適當ナラシメ我出兵ノ主旨ヲ

誤解(又ハ)ナカラシムルコトヲ勉ムヘシ施療救恤
 等必要ナル手段ナリ

五 軍隊ノ駐留久シキニ從ヒ或ハ軍紀風紀ヲ弛
 緩シ國軍ノ威信ヲ損スルナキヤヲ恐ル各級指揮

官ハ須ク部下ヲ戒飭シテ遺憾ナカラシムヘシ
 六 重要ナル法規ノ制定及處分ニ關シテハ豫メ請

訓スヘシ

大正九年八月二日

陸軍大臣

陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍部 陸軍大臣

陸軍省